

**「インターネット上の個人情報・利用者情報等の
流通への対応について」(案)概要**
(「ICTサービス安心・安全研究会」報告書(案)概要)

平成27年7月

1 検討の背景と視点

背景

- ①インターネットの普及、社会的役割、影響の増大
 - 我が国のインターネットの利用の増加、普及率向上（平成25年末で利用者1億44万人、普及率82.8%）
 - インターネットは多様な目的で利用。社会に不可欠な手段
 - 近年、スマートフォンやSNSの利用の進展等により、情報の発信・受信が一段と容易に。
 - その一方で、他人への配慮に欠けた安易な書き込みのコピー・ペースト等によるいわゆる「炎上」の発生等、深刻なプライバシー侵害、名誉毀損等の発生
- ②インターネット上のプライバシー侵害情報等の削除等に関する社会的関心
我が国における最近の裁判例や報道
- ③インターネット上の情報等の取扱いに関する国際的な動向
 - EUデータ保護規則制定の動き（いわゆる「忘れられる権利」の議論等）。
 - グーグル・スペイン社先行判決 等

検討の視点

- ①個人の救済の必要性の高まり
インターネットの利用の進展による被害の深刻化に伴う個人の救済の必要性の高まり
- ②個人の救済と表現の自由・知る権利等との適切なバランス
個人の救済のための情報の削除等への要請と、表現の自由、知る権利等との適切なバランス
- ③インターネットの利便性・グローバル性・多様性等の基本的特性を踏まえた取組の方向性
 - インターネットの利便性・グローバル性を踏まえた検討の必要性
 - インターネットの多様性と各国の法令等を踏まえての検討

2 我が国における動向①

インターネット上の個人情報・利用者情報等の削除等に関するこれまでの取組

- ①個人のプライバシーや名誉に関する法的な枠組
 - ア. 個人のプライバシーや名誉に関する民事上の保護の枠組(人格権に基づく妨害排除請求等)
 - イ. 個人のプライバシーや名誉に関する判例(「石に泳ぐ魚」事件、ノンフィクション「逆転」事件等)
 - ウ. 個人情報保護法
 - エ. プロバイダ責任制限法
- ②民間におけるガイドライン、モデル約款の作成の取組
 - ア. プロバイダ責任制限法関係ガイドライン
業界団体等によるガイドラインの役割(削除等が認められる具体的な事例を示し、基準を明確化)
 - イ. モデル約款
モデルとなる約款を示すことにより権利侵害情報等の削除等を円滑に
- ③違法・有害情報相談センターの設置・運営等
 - ア. 違法・有害情報相談センターの設置・運営
 - 平成21年から設置。被害者等からのインターネット上の権利侵害情報等に関する相談に対応
 - 関係者との連携
 - イ. その他の団体等の取組
インターネットホットラインセンター、法務省人権擁護機関、セーファーインターネット協会による取組
- ④青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備
 - 青少年インターネット環境整備法によるフィルタリング利用促進
 - 安心ネットづくり促進協議会、モバイルコンテンツ審査・運用監視機構などの民間の取組

2 我が国における動向②

最近の状況

- ①プロバイダ責任制限法の特例の制定
 - インターネット選挙運動解禁に伴う特例の追加
 - 「私事性的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律」(いわゆる「リベンジポルノ防止法」)の成立による特例の追加
- ②インターネット上の情報の削除等に関する相談の増加と多様化・複雑化
- ③近時の裁判例
 - 検索結果の削除を命じた東京地方裁判所仮処分決定等
- ④民間事業者等による取組の進展
 - ア. ガイドライン、モデル約款等の改訂
 - イ. 検索事業者による取組
 - ヤフー株式会社による、プライバシー侵害に基づく削除等の判断基準の公表
 - グーグル社の削除等の申出の受付
 - ウ. SNS事業者による取組(フェイスブック、ツイッターの取組)
 - エ. 民間団体による取組
 - セーファーインターネット協会の取組(国内外への要請、リベンジポルノ対応等)

現状における課題

- 権利侵害情報等の拡散により、個別に削除請求を行うことが極めて困難な場合がある
- 削除等の判断基準や手続が不明又は分かりにくい場合がある
- 発信者情報開示請求に関し、現行の開示対象の情報(IPアドレス等)のみでは、発信者を特定することができない場合がある(ポート番号についても開示請求の対象とすることが必要)
- 外国事業者に対し、日本法の適用及び執行がなされるのか 等

3 諸外国の動向①

米国

①米国における法的な枠組

米国の個人情報保護法制、インターネット上の個人に関する情報の取扱いに係る法制度
プライバシー権利章典の議論等

②通信品位法

プロバイダは、自分以外の者によって提供された情報について、公表者や表現者として扱われてはならないこと等について規定

③事業者における自主的取組

権利侵害情報等への削除等の申出に対する規約等に基づく削除等の実施

④その他

ア. 消しゴム法(カリフォルニア州)

オンラインサービス運営者等に対して、児童が自分で投稿したコンテンツを削除することができるようにすること等を義務づけ

イ. リベンジポルノ関連法

他人の恥部の画像等を被写体が精神的苦痛を被ることを目的で頒布した場合に処罰する規定
(カリフォルニア州)等

3 諸外国の動向②

欧州

① 欧州における法的な枠組

欧州の個人情報保護法制、インターネット上の個人に関する情報の取扱いに係る法制度

② EUデータ保護指令

- 分野横断的な個人情報の保護に関する指令
- 加盟国には当該指令を遵守するために必要な国内法整備の義務

③ EUデータ保護規則案(次頁参照)

- EUデータ保護指令を規則へと変更するため議論。現在、欧州委員会、欧州議会、EU理事会で三者協議が行われている。
- いわゆる「忘れられる権利」についての議論。欧州議会の修正案では「削除権」とされたが、EU理事会の修正案では「忘れられる権利」の文言が復活。

④ グーグル・スペイン社先行判決等(次頁参照)

ア. グーグル・スペイン社先行判決(2014年5月)

データ主体は、過去の自身に関する報道の検索結果からの削除を要求する権利がある

イ. 先行判決等をめぐる議論

英国貴族院報告書や英国情報コミッショナー書簡による意見の表明

ウ. EU第29条作業部会ガイドライン(2014年11月)

データ主体からの苦情申出の際にデータ保護機関が考慮する要素等について記載

エ. グーグル・スペイン社先行判決を受けたグーグル社の対応

- 先行判決を受け、2014年6月から削除を開始
- 2014年7月に諮問委員会を設置、同委員会は2015年2月に報告書を公表

EUデータ保護規則案 (EU理事会で合意された修正案。現在、欧州委員会、欧州議会、EU理事会で協議中。)

○消去する権利及び“忘れられる権利” (right to erasure and “to be forgotten”)

- 2015年6月15日にEU理事会で合意されたEUデータ保護規則案に「消去する権利及び“忘れられる権利”」が盛り込まれた。その内容として、「例えば、自身が子どもの頃に収集された個人データ等の個人データについて時間の経過により必要でなくなった等の場合に遅滞なく削除すること等を請求することができる」ものとされている。
- 「忘れられる権利」については、当初の2012年1月25日の欧州委員会提案による規則案では「忘れられる権利及び消去する権利」 (right to be forgotten and to erasure) として盛り込まれたが、その後、2014年3月12日の欧州議会において可決された修正案では「消去する権利」 (right to erasure) とされ、2015年6月15日のEU理事会で合意された修正案で上記の名称とされた。

EUの現行制度の下での動向

○「忘れられる権利」については、EUの現行制度の下でもEU司法裁判所の判決があり、その後この判決を受けたEUのガイドラインが公表されている。

①EU司法裁判所によるグーグル・スペイン社先行判決 (2014年5月13日)

EU司法裁判所は、スペイン裁判所の意見照会を受けて、個人は検索事業者に対して、検索リストから自己に関する過去の情報の削除を求めることができるとする先行判決を下した。

【事案】スペイン人男性が、Googleの検索エンジンに自分の名前を入れて検索したところ、自分に関する情報を含む1998年の新聞記事が表示された。当該記事は男性の債務超過に伴う不動産強制競売に関するものだったが、既に本件は解決済みであることからGoogle社 (西、米) への検索結果の削除を求めた。

→判決を受けグーグルはEU域内ドメイン (「.eu」, 「.fr」等) のサービスに限って削除を開始 (2014年6月26日)

②EU第29条作業部会 (EU加盟国のデータ保護当局等からなる諮問機関) によるガイドラインの発表 (2014年11月26日)。
(グーグル・スペイン社先行判決についての各加盟国当局の対応指針を示したガイドライン)

- 検索事業者は「データ管理者」と見なされ、その結果、データ主体 (個人) による「違法情報の消去を求める権利」に服する (ただし「知る権利」との利益衡量を行う)。
- 検索事業者により削除を拒否された個人に対する対応について、共通の基準となる考え方として、人名に基づく検索結果か、公共人か、センシティブ情報か、偏見が生じているか、刑事犯罪に関連しているか等を列挙。

韓国

①韓国における法的な枠組

個人情報保護法、情報通信網法及び同法に基づくガイドライン

②情報通信網法

プライバシー侵害等を受けた者が、情報通信サービス提供者に対し情報削除を要請することができること等を規定。

③いわゆる「忘れられる権利」に関する議論

放送通信委員会が2015年5月に忘れられる権利に関するセミナーを開催。忘れられる権利の制度化について慎重な意見

④オンライン個人情報取扱いガイドライン

大規模な個人情報流出事故を受け、放送通信委員会が2014年11月にガイドラインを制定

基本的な考え方

① 現行の制度・取組に対する基本認識

現行の制度・取組は、これまでの我が国の判例の蓄積を踏まえ、民間の取組を推進する形で、被害者の権利救済と、表現の自由、知る権利等とのバランスの確保を図ってきた。これらの取組は基本的に有効に機能しており、国際的にも遜色ないものと評価できる。

しかしながら、インターネットの利用の進展等により生じた課題には、的確に対応していく必要がある。

② 今後の取組を検討する際の観点

ア. 個人の救済の必要性

インターネット上の情報の拡散、集積・分析

イ. 表現の自由、知る権利等の重要性

ウ. インターネットの利便性

エ. 検討の対象となる情報

プライバシー侵害情報や名誉毀損情報といった、個人の人格的利益を侵害する情報について、適切な対応を検討することが必要

オ. インターネット上の情報に関する責任の所在

カ. 幅広い関係者の存在

プロバイダ、検索事業者、SNS事業者等の関連事業者や、外国の関連事業者、消費者団体等も含め、幅広い関係者が関わるべき問題

キ. 手続を利用する者の視点

ク. 国際的な動向

ケ. 国内の判例・制度の運用の蓄積

我が国の歴史、法制度、価値観等を念頭に、判例での蓄積を踏まえた上で、バランスの取れた対応を考えていくことが重要

今後の取組の方向性

①民間における自主的な取組の促進と実効性の向上

ア. 各関連事業者における削除等の判断基準、状況・実績等の公開等による透明性の向上、削除等の手続の明確化
各事業者において、削除等の対応の透明性を高めていくことが適切。

イ. 広範な関係者の参加する自主的な取組に係る情報共有の場の検討等

これまで活動を行ってきた団体等に加え、検索事業者、SNS事業者等の関連事業者、外国事業者、中小事業者等や、消費者団体等の利用者側も含めた情報共有の場を設けることの検討、及び関係者間における情報共有等の取組の推進。

②制度的方策の調査・検討

ア. 法制度に関する調査・検討の推進

- 権利救済の推進と、表現の自由や知る権利等への影響やバランスに関する一層の検討
- 外国事業者が日本の利用者向けにインターネット上でサービスを提供する場合の、日本の法制度の適用・執行
- インターネットの様々なレイヤーのサービスに対する法の適用の在り方等

イ. 当面の対応

- 発信者情報開示請求手続の開示対象にポート番号を追加(プロバイダ責任制限法に基づく省令改正)

③違法・有害情報相談センター等の団体による取組の在り方

関係省庁、人権擁護機関、民間の団体及び弁護士等との緊密な連携、上記①イの場等の幅広い関係者が参加する情報共有の場への参加

④インターネット利用者等のリテラシー・モラルの向上

誰もがインターネット上の権利侵害情報の発信者、被害者になりうる状況におけるリテラシー・モラル向上のための取組の推進